

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

お申し込みの際は、この条件書を必ずお読みください。

## 1. 募集型企画旅行契約

- 1) この旅行はハートランド平尾台(株)(以下「当社」という)が企画・募集し実施する旅行であり、参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することとなります。
- 2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、本旅行条件書によります。
- 3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申し込みと契約の成立

- 1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、募集要項に記載の申込金(旅行代金の20%以内)を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- 2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合、申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾をした翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出いただきます。提出がない場合は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の順位は、当該予約受付の順位によることとなります。
- 4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- 5) 本項4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- 6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込があった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 7) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 8) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

- 9) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 3. ウェイティングの取り扱い

- 1) お申し込み段階で満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、お客様の要望により「キャンセル待ち」状態でおお客様の申込を受けられるよう努力することがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を「預かり金」として申し受けます。この時点で旅行契約は成立しておりません。
- 2) お客様が予約できる状態となった場合、速やかにその旨を通知します。この時点で「預かり金」を「申込金」として取り扱います。
- 3) 当社が予約可能の通知をする前にお客様から「ウェイティング登録」の解約の申し出があった場合、またな結果として予約が不可能な場合、当社は「預り金」を全額払い戻しします。

### 4. 申込条件

- 1) 18歳未満の方は、親権者の同意が必要です。15歳未満の方は原則として保護者の同行を条件とします。同行不要な場合は、ツアー条件に明記します。
- 2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 3) 健康を害している方、車いすなどの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 4) 全号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

- 5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更することを条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は、旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- 6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- 7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。
- 8) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時などの書面による連絡が必要です。
- 9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、またな団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。参加をお断りした場合、未提供のサービスについては取消料・違約金などを差し引いた額を払い戻しします。
- 10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- 11) お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
- 12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- 13) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面及び確定書面

- 1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下、「契約書面」といいます。）をお渡しします。
- 2) 契約書面で、確定された旅行日程若しくは宿泊機関の名称が記載できな

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

い場合は、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降にあたる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下、「確定書面」といいます。）。をお渡しいたします。

- 3) 契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明します。
- 4) 当社が義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。ただし、確定書面を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

## 6. 旅行代金

- 1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下、「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- 2) 基準日以降にお申し込みをされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 7. 旅行代金の適用

- 1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、すべて同一料金です。公共交通機関を利用する場合のおとな・子ども代金についてはそれぞれの機関の料金に準じます。
- 2) 旅行代金はパンフレット、ホームページなどに表示しています。ご確認ください。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- 1) 旅行日程に明示した運送機関の賃料・料金、宿泊費、食事料金、観光料金及び消費税等諸税・サービス料、各施設使用料等。
- 2) 添乗員・通訳ガイドが同行するコースでは、この他に添乗員経費を含みます。
- 3) パンフレット、ホームページに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。  
上記、1)～3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

## 9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。

## 10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービス停止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに説明した上で日程、サービス内容などを変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 11. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

- 1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい社会情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、増額変更するときは、旅行開始日の前日からさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 2) 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が変更となった場合は、その変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 3) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット・ホームページ等に記載した場合において、旅行契約成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

## 12. お客様の交替

- 1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社に速やかにご連絡いただき、手数料（おひとりさまにつき1,000円＋消費税）をお支払いいただきます。
- 2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、譲渡された方の一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

**13. お客様による旅行契約の解除（旅行開始前）**

- 1) お客様は、ホームページ、パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことで、いつでも旅行契約を解除することができます。
- 2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - イ. 契約内容が変更されたとき。
  - ロ. 旅行代金が増額されたとき。
  - ハ. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止など旅行の安全かつ円滑の実施が不能となるおそれがあるとき。
  - ニ. 当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- 3) 当社は、本項1)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金若しくは申込金から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- 4) 当社は本項2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金の全額を払い戻します。

**14. お客様による旅行契約の解除（旅行開始後）**

- 1) 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 2) お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった初稿サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約金その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

**15. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）**

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

- 1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、解除期日相当の取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。
- 2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行を解除することがあります。
  - イ. お客様が、当社があらかじめ明示した条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - ロ. お客様が旅行に耐えられないと当社が認めたとき。
  - ハ. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ニ. お客様の数が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。  
この場合は旅行開始日の前日からさかのぼって、13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
  - ホ. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止など旅行の安全かつ円滑の実施が不能となるおそれがあるとき。
  - ヘ. お客様が本項4条10) から12) に該当することが判明したとき

**16. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）**

- 1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
  - イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
  - ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ハ. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 2) 当社が本項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

- 3) 当社は本項1)のイ、ハの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要なサービスの手配を引き受けます。

## 17. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項から第16項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払いもどします。

## 18. 旅程管理

- 1) 当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様と、これと異なる契約を結んだ場合にはこの限りではありません。
- イ. お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項5)の個人旅行プランを除きます。
  - ロ. 上記イの措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程の変更をするときは、変更後の旅行日程が旅行日程の主旨にかなうものとなるよう努めます。
- 2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- 3) 添乗員同行プランは、全行程に添乗員が同行し、本項1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 4) 現地係員案内プランは、添乗員は同行しませんが、当社が手配を代行させるものにより、本項1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせます。現地係員の連絡先は最



**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

終旅行日程表等の確定書面に明示します。

- 5) 個人旅行プランは、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン若しくはそれに代わる書類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

## 19. 当社の責任及び免責事項

- 1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。
- 2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合は、当社は原則として本項1)の責任を負いません。
- イ. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ロ. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
  - ハ. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ニ. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - ホ. 自由行動中の事故
  - ヘ. 食中毒
  - ホ. 盗難
  - ト. 運送機関の遅延、不通、スケジュールの変更、経路変更など、またはこれらによって生ずる日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- 3) 当社は、手荷物について生じた本項1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りにありません。

## 20. お客様の責任

- 1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

- 2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 21. 特別補償

- 1) 当社は第19項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別保証規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡保証金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象金の1個又は1対については、10万円を限度とします。
- 2) 当社が第19項1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- 3) 当社の募集型企画参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションルツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- 4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われたい旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- 5) お客様が募集型企画旅行中に被られた被害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、当該旅行に含まれない自由行動中のスキューバダイビング、山岳登山、半グライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、本項1)の保証金及び見舞金を支払いません。

## 22. 旅程保証

- 1) 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(第19項2)に掲げる場合を除きます)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じ

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

- て得た額の変更保証金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について第19項1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、この限りではありません。
- 2) 当該旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも全てのサービスを受けることができた場合には、当社は変更保証金を支払いません。
  - 3) 当社が支払うべき変更補償金額は、お客様1名に対して旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、その額が1,000円未満であるときは変更保証金を支払いません。
  - 4) 当社が本項1)の規定に基づき変更保証金を支払った後に、当該変更について当社に第19項1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合は、当社は、当社が支払うべき損害賠償を支払います。その場合、既に支払った変更保証金を差し引いた残額を支払います。
  - 5) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更保証金の支払いに変え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

**国内募集型企画旅行条件書**  
**(旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び**  
**同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部)**

**【変更保証金の表】**

変更保証金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1 : 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注 2 : 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 3 : 第 3 号または第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 4 : 第 4 号に係る運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5 : 第 4 号又は第 6 号もしくは第 7 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 6 : 第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までを適用せず、第 8 号によります。

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

## 23. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）より「所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。（以下、「通信契約」といいます。）

- 1) 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- 2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- 3) 通信契約の申込にさいし、会員は、「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- 4) 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
- 5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
- 6) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額を旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- 7) インターネット等のIT関連情報技術を例用して旅行申込をお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- 8) 会員の通信機器に本項7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 24. 個人情報の取り扱い

- 1) 当社は、旅行申込の受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報

**国内募集型企画旅行条件書**  
(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び  
同法第12条の5に定める契約書面の一部)

報を取得します。お客様が提供される個人情報の項目は任意ですが、その際、お客様との連絡、サービスの手配ができない場合、お申し込みをお引き受けできないことがあります。

- 2) 当社は前号により取得した個人情報について、お客様との連絡、旅行に必要な手続きに使用します。
- 3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方から同意を得るものとします。
- 4) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

## 25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日は2024年4月1日です。

旅行代金の算出基準日は、各ツアー情報ごとに記載しています。